燦（さん）

事務所報
SUN　第14号
2009年7月発行

OIKE LAW OFFICE

弁護士	井上　博隆	弁護士	長谷川　彰
弁護士	野々山　宏	弁護士	坂田　均
弁護士	永井　弘二	弁護士	長野　浩三
弁護士	草地　邦晴	弁護士	小原　路絵
弁護士	茶木真理子	弁護士	上里美登利
弁護士	住田　浩史	弁護士	谷山　智光
弁護士	北村　幸裕	弁護士	福市　航介
弁護士	相井　寛子		事務局一同

暑中お見舞い申し上げます。

平成7年7月7日、弁護士6名で開設した当事務所も、昨年12月より相井寛子弁護士が入所し、弁護士15名となりました。事務局員を併せると31名の大所帯で、個性的な面々が賑やかに職務を行っております。

さて、昨今、我々を取り巻く社会状況は日々変化しており、それに対応して、法律や制度の改正・創設がめまぐるしく行われております。ご承知のとおり、刑事司法においても、本年5月から被疑者国選制度が拡充されるとともに、裁判員制度も始まり、従来と比べ大きな変化を遂げました。

このような社会状況の変化に伴い、法的ニーズもまたこれまで以上に多様化し続けております。この多様化したニーズに応え、より充実した法的サービスが皆様方にご提供できるよう、事務所一同、一層切磋琢磨していきたいと考えております。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

当事務所の代表メールアドレスを
下記に変更いたしました。
記
oike@oike-law.gr.jp

御池総合法律事務所
京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館6階
TEL　075-222-0011 FAX　075-222-0012
E-mail　oike @ oike-law.gr.jp
URL　http://www.oike-law.gr.jp/

2009/7
No.14

最後の特攻とその島

弁護士　井上　博隆

今年も8月15日(終戦記念日･敗戦記念日･廃戦記念日)が近づいてきた。昭和20年のこの日、戦争終結の玉音放送がなされた。その夕方、宇垣纏(まとめ)中将・第五航空艦隊司令長官は、自ら中津留達雄大尉以下22名11機を率いて、当時アメリカの占領下にあった沖縄に向けて出撃した。

第五航空艦隊は、宇垣によって「挙隊特攻」(「特例のない限り攻撃は特攻とする」)と宣言されていた。

その日の夜、他の機が、故障や燃料不足等で不時着等する中、宇垣を乗せた中津留機他1機が、沖縄県最北端の伊平屋島（写真上の島）の前泊（下から二つめの湾奥）という集落にあった米軍キャンプ近くに墜落し爆発した。

伊平屋島（以下、島という）は、琉球王朝第一尚氏発祥の地である。また、前泊は、明治時代に廃藩置県で第二尚氏王朝が廃され沖縄県となったため、職を失った首里王府につかえていた役人が中心となって、南隣の第二尚氏発祥の伊是名島を経て作った集落である。

前泊は、沖縄での戦争が終末期になった昭和20年6月3日､突然米軍機動部隊58隻による艦砲射撃を受けた。日本軍1000人未満がいるという誤った情報によるものであった。

当時、日本軍は旧式の練習機や水上機を使って米軍に特攻をかけていたが、多くは整備不足や米軍の攻撃により、墜落したり撃墜されたり不時着していた。島には、飯井少尉他3名の墜落した特攻機から救助された軍人が、島人に紛れていただけであった。

島は、前記の伊是名島の警察官から、沖縄本島や集団自決のあった伊江島（海洋博公園・美ら海水族館から三角形に見える島）の実情を知らされていて、「米軍が上陸したら白旗で降伏すること」等の対策を採っていた。

このため、米軍は3時間で無抵抗の全島を占領した。それでも、逃げ遅れた前泊の住民40数名が死亡した。また、上陸した米兵20数名も後ろからの艦砲射撃によって「戦死」した。

前泊の集落は、米軍によって焼き払われ、白旗を揚げて集落に戻ってきた住民達は、他の集落に強制移住、米軍の使役に従事させられた。前泊には、その年の11月まで米軍のキャンプが設営された。

宇垣中将らの攻撃をしようとしたのは、この米軍キャンプである。この夜、キャンプでは明々と電灯をつけ戦争終結のパーティをしていた。特攻機は、実際にはキャンプを攻撃せず、その周辺の海や田に突入した。

この事情について、末尾の本で、小山美千代さんは、宇垣中将がキャンプの状況を見て、もう敵ではないと悟り、中津留大尉らを了解させて自爆したとしている。一方、城山三郎さんは、中津留大尉らは終戦を知らされないまま特攻を命じられ、島に至って終戦を悟り、宇垣の意に反して自爆したとしている。もし、攻撃しておれば、真珠湾攻撃のだまし討ちに始まりだまし討ちに終わることになり、あれほど護持しようとした皇室もまた吹き飛ぶことになったかもしれないとも書いている。

宇垣中将や中津留大尉と見られる遺体が、足首にロープを掛けられ米軍のジープで運ばれるところが目撃されている。

宇垣中将は、突入の1時間前「矯敵を撃破し神州護持の大任を果たすこと能わざりしは本職不敏の致すところなり、…本職の意を體し、来るべき凡ゆる苦難を克服し、精強なる国軍を再建し、皇国を萬世無窮ならしめよ」と打電した。

今、日本では、精強なる国軍を再建しようという声が高まっている。

飯井少尉は、後年、島と橋でつながった野甫島（写真下の島）の山上に家を建て定年後の生活を送った。十数年前、私も訪れたことがある。360度コバルトブルーとエメラルドグリーンの海が見渡せる素晴らしいたたずまいであった。

今、島では、毎年秋の満月の夜にムーンライトマラソンが行われ、全国から参加者がある。前泊は、正式な行政区画となってから100年を迎えた。

なお、昭和19年10月最初の特攻がなされた際、わが国連合艦隊は「悠久の大義に殉ず　忠烈万世に燦たり」と布告しているが、この事務所報の題名「燦」は、ここから採ったものではない。

参考

1、城山三郎「指揮官たちの特攻－幸福は花びらのごとく－」新潮文庫（平成16年）
2、小山美千代「最後の特攻宇垣纏　連合艦隊参謀長の生と死」㈱光人社（平成14年）
3、伊平屋村前泊区字誌編集委員会編「前泊字誌」(平成14年)

他

消費者被害のさらなる救済と事業者の不当な利得の剥奪を！

弁護士　長野　浩三

・　平成 21 年 5 月 12 日、参議院消費者問題に関する特別委員会の中央公聴会において、「適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク」の理事・事務局長として、意見陳述を行ってきました（この様子については、http：//www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/library/reference.php?page=1&cd=3237）。

・適格消費者団体とは

適格消費者団体とは、消費者契約法の規定により、内閣総理大臣の認定を受けて、事業者等の不当行為を差し止める権限を有する消費者団体です。現在全国で 7 団体あります。差止対象行為は消費者契約法の定める不当勧誘行為、不当契約条項使用行為、景品表示法の定める不当表示、特定商取引法の定める不当勧誘行為、虚偽・誇大な広告、不当契約条項使用行為です（ただし、特定商取引法については未施行で、平成 21 年 12 月までに施行予定。）。

・「適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク」（以下、「KCCN」といいます。）の概要

KCCN は、京都の消費者、消費者団体（NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）、欠陥住宅京都ネット、京都府生協連）、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士ら約 100 名で組織しています。消費者問題、特に消費者契約に関して高い専門知識と解決能力を持つ者らのネットワーク組織です。消費者団体訴訟制度ができる前の 2002 年から事業者に対する不当行為中止の申入活動を先駆的に行っていました。2007 年 12 月、4 番目の適格消費者団体として認定を受けました。

・差止請求事例

適格消費者団体は、上記のとおり、事業者の不当行為について差止請求できます。

KCCN は、これまでに、マンション賃貸借契約における「定額補修分担金条項」使用差止請求事件、マンション賃貸借契約における「敷引条項」使用差止請求事件、冠婚葬祭互助会の解約金条項使用差止請求事件について、既に訴訟を京都地方裁判所に提訴しています。敷引条項使用差止請求事件では、第 1 回口頭弁論で被告事業者は敷引条項の使用をしないことについて「認諾」し（被告が認諾すると、勝訴判決がなされたのと同様強制執行できることになります。）、消費者団体訴訟制度に基づく訴訟としては初の解決事例となりました。

このほか、KCCN では、現在、携帯電話の高額パケット料金問題、結婚式場の解約金条項問題などにも取り組んでいます。

・差止請求だけでは不十分

このように、現在、適格消費者団体は、事業者に対し、不当行為を行うなという差止請求はできます。しかし、これだけでは不十分です。

KCCN が、上記訴訟とは別の事業者に対し、敷引特約の差止請求を行った際、当該事業者は、敷引特約の使用をやめたと主張しつつ、個別の被害消費者への敷引金の返金をするとは明言しませんでした。却って、当該事業者につき返金がされないとの苦情が KCCN に寄せられていました。つまり、事業者は、不当行為はやめたとしつつ、被害消費者に返金しないことによって、いわゆる「やり得」となっており、消費者の被害は回復されず、事業者には不当な利得が残ったままとなっています。上記事業者はサブリースで賃貸業を行っており、回復されない消費者被害額は極めて大きいと考えられます。消費者被害が救済されず、事業者に不当な利得が残っている事例は、食品偽装問題、投資詐欺被害、悪質リフォーム問題、学納金問題（これも救済されたのは一部の訴訟した学生のみです。）などあげればきりがありません。このような実態からすれば、消費者被害の回復・事業者の不当行為の抑止（＝不当利益の剥奪）のためには、金銭請求についての消費者団体訴訟制度が是非必要です。特に、個別被害者からの個別の委任なくして被害者の請求権を適格消費者団体が行使する制度や事業者の不当利得を剥奪する制度などが考えられます。

・　上記国会審議の消費者庁設置法案の附則（衆議院で修正されたもの）では、この点について、「政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講じるものとする。」と規定されており、金銭請求についての消費者団体訴訟制度の実現が現実化しつつあります。現在、私も委員として参加する内閣府の「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」でもまさにこの問題について議論されています（内容については内閣府のウェブサイト参照。http：//www.consumer.go.jp/seisaku/kaigi/higaikaihuku/higaikaihuku01.html）。

・　いよいよ消費者庁が発足し、新たな消費者被害の救済・事業者の不当利益の吐き出し制度についても本格的に議論がされます。差止請求についての消費者団体訴訟制度の立法運動に関わったのと同様、いやそれ以上に、この新たな制度創設に向けた運動を力強く進めたいと思っています。みなさん、是非、この問題の動きにご注目下さい。

カンディンスキーとマティス

弁護士　坂田　均

二人は同世代に活躍した画家です。私は、ある理由からこの２人に強くひかれるものがあります。

カンディンスキーは1866年にロシアで生まれ、抽象絵画の先駆者として位置づけられています。代表作である「コンポジション・シリーズ」は、絵画を視覚的にではなく、あたかも音楽的に表現しようとした作品といわれています。絵画を「視覚的」に表現しようとすれば、それはどうしても二次元的表現にならざるを得ないし、外界に存在する物を写してしまいます。そこに表現芸術としての絵画の限界が生じます。具象的でない観念や感情をどう絵画に取り込んでいくか。これがカンディンスキーの抱えた課題でした。高階秀爾氏によると、彼は絵画を成立させるとして（1）外部の自然の直接の印象（印象）、（2）内的性質を持った大部分無意識的な偶発的表現（即興）、（3）学問的に仕上げられ、時間をかけて形作られた内的感情の表現（コンポジション）の三つの要素を挙げていたということです（「続名画を見る目」186頁、岩波新書1971年）。このように、彼は、表現された「結果」として絵画を評価するのではなく、表現の「源」に着眼することによって、二次元的表現の壁を打ち破ろうとしたのです。

ワシリー・カンデインスキー
「コンポジション・シリーズ」

マティスは1869年フランスで生まれました。ご存じのように、マティスは、ドランやルマルケとともにフォービスム（野獣派）の代表的な存在と知られています。フォービスムは絵画表現を構成する要素（テーマ、描く対象、フォルム、配置、色彩、光、陰、遠近など）のうち、色彩を最も重視し強調したグループととらえることができます。マティスの「ピアノ・レッスン」は、徹底的に二次元的表現にこだわっています。そこでは明暗のコントラストや遠近法による錯覚の手法は完全に排除されていますし、メトロノーム、ピアノ、背後の椅子、窓が同じ奥行きのない平面上に描かれています。色彩の幾何学的なコントラストを表現の重要な要素ととらえることによって、絵画の二次元的表現に新たな独自の世界を切り開いたといえるでしょう。

２人の絵画に対する取り組みは全く異なるものでしたが、二次元的表現の限界を理性的に突破しようとしたところに共通点があります。さらに、カンディンスキーは、モスクワ大学で法律を学び30才頃まで大学講師をしていましたし、マティスは若い頃法律事務所に勤務し法律家を目指していたといいます。二人の芸術への取り組みが理知的なのはこの様な背景によってつちかわれた性格によるところが大きいと思われます。一般に、法律家の問題解決手法は後ろ向きであって創造性に欠けると見る向きもありますが、実は、その手法は社会の閉塞を突破する極めて強い創造力を含むものかもしれません。法律家として、二人の様に事の本質に勢まる生き方をしたいものです。

ヘンリ・マティス「ピアノレッスン」
いずれもニューヨーク近代美術館所蔵

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

弁護士　茶木　真理子

1　少子化が進み「ワーク・ライフ・バランス」の重要性が叫ばれるなか、経営者の方の中には、企業における仕事と家庭の両立支援策の推進や、従業員の働き方の見直しが重要な課題であることを認識しつつも、具体的な進め方となると頭を悩ませているという方がおられるかもしれません。これらの課題に対しては、行政の取組だけではなく、それぞれの企業における「ワーク・ライフ・バランス」を実現する取組が求められていることは言うまでもありません。以下に、具体的な支援策の策定や進め方について、身近に始めることができる方法をご紹介したいと思います。

2　認定マーク「くるみん」の取得

2005年4月から施行されている「次世代育成支援対策推進法」に基づき、常時雇用する労働者数が300人を超える事業主は、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に対しその旨の届出を行うことが義務づけられています。例えば、「平成○年○月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する。」との目標を掲げた場合、所定外労働の原因の分析を行うプロジェクトチームの設置や、社内広報誌による啓発の実施、管理職に対する研修の実施といった対策を行動計画として策定することが考えられます。また、労働者数300人以下の事業主に対しても、同様の努力義務が課せられています。

この行動計画を実際に実施するかどうかは各企業の判断に任されていますが、あらかじめ定めた目標を達成したことなどの一定の基準を充たした場合、申請を行うことで都道府県労働局長から認定を受けることができます。認定を受けた事業主は、そのことを示すマーク「くるみん」を、自社の広告や商品などに取り付けることができ、次世代育成支援対策に取り組んでいる企業であることが広く周知され、企業のイメージアップを図ることができます。平成20年版「少子化社会白書」によれば、2007年12月末現在で403社が認定を受けているとのことです。まずは、「くるみん」の取得を目指してみるというのもひとつの方法ではないかと思います。なお、「くるみん」は子供が大事にくるまれている、会社ぐるみで支援に取り組むというイメージを表しており、厚生労働省のHPで見ることができます。

さらに、京都府であれば、労働者数300人以下の中小企業を対象に、子育て応援中小企業認証制度というものが設けられています。就業規則等に自社の実情にあった仕事と子育ての両立支援策を盛り込んで、一定の実績をあげられた場合、知事が「京の子育て応援企業」と認証してくれるというものです。「くるみん」と同様に、認証企業に対してはマークが交付されるようです。

また、現在、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいうべき取組を推進している企業を表彰する施策が国によって行われています（「均等・両立推進企業表彰」。平成11年から行われてきた「均等推進企業表彰」と「ファミリーフレンド企業表彰」が平成19年に統合されたもの。）。各企業の具体的な取組については、これも厚生労働省のHPで閲覧することができ、参考になります。

3　ある企業の取組

女性社員が長期雇用につながらない等の問題を抱えておられたある企業は、これらの問題に対する対策を議論し、経営者に提言を行うことを目的にしたプロジェクトチームを立ち上げ、数ヶ月に1度会議をもつ取組を始めています。私は、昨年から、この会議に参加して、出産育児経験者としてアドバイスを述べる機会を得ています。当初は、女性のキャリアアップを目的として立ち上げられたこの会議も、議論を経る中で、女性のみならず男性も含めた全社員が働きやすい会社を目指し、労働時間や休暇制度の見直しに始まり、休憩室の不足といった様々な問題について経営側に提言を行うべく、毎回議論が行われています。1年目の成果としては、社内のコミュニケーションに関するアンケートの実施や、社員に対する休暇制度等のアピール冊子の発行がありました。今年度以降も、さらに取組を進めていかれる予定です。

このように、ライフスタイルに多様性をもつ従業員の誰もが働きやすい会社を目指して、既に積極的に動いている会社も存在します。

早速、あなたの会社でも、始めてみませんか。

携帯電話雑感

弁護士　北村　幸裕

最近、携帯電話について感じたことを書いてみたいと思います。

僕が大学生になった当時はあまり携帯電話を持っている学生はいませんでした。ちょうど学生の主要ツールが、ポケットベルからPHSや携帯電話へ切り替わっていく時期だったように思います。新しいもの好きの僕は、アルバイトをして、周囲の友人達をさしおいていち早く携帯電話を手に入れました。当時まだそれほど普及していなかったデジタルの携帯を取得して、何がうれしかったのか今ではよく覚えていませんが、えらく喜んでいたような記憶があります。

ところが、そうやって携帯電話を早くから利用していた割に、当時から現在まで僕はあまり携帯電話の利用が好きではないようで、原則、緊急時にかかってくる専門。自分からはほとんどかけません。メールも面倒なのでほとんど打ちません。「お」をうつのに「1」を5回押すとか、考えられない面倒さです。

結婚してからは、それが更に極端化しました。家ではほとんど携帯を見ません。音も常に消してあります。どこに携帯を置いたか忘れてしまう勢いです。かかってくることはもちろん、メールすらほとんどありませんから、忘れても特に困りません。

月々の利用料金は毎月2000円程度。無料通話料とかパケット料とか余りまくっています。最近の携帯電話の主な利用方法は、ミュージックプレーヤーです。もう電話ですらありません。

ところが、最近の携帯電話はますます高性能になり、テレビ、高性能カメラ、ブラウザ、ゲーム等々、僕にとってはほとんど使うことのない無駄な機能が付加され続けています。僕にとってはまるで抱き合わせ販売のような付加ぶりです。そぎ落とす代わりに値引きしてもらうことはできないのでしょうか？

さて、個人的なお話すぎて恐縮なのですが、最近我が家にやってきた妻の携帯電話の請求書を見て、夫婦で衝撃を受けました。なんと、数万円もの請求が来ていたのです。妻もあまり携帯を利用する方ではないので、こんな多額の請求は二人とも初めてでした。

「いったいなぜ？」「新手の振込詐欺か？」「携帯でMixiでもしたのか？」

僕の頭の中でグルグルと想像が駆けめぐりましたが、原因はすぐに判明しました。

実は、最近子どもが生まれたのですが、妻が携帯電話で子どもの写真を撮って、メールに添付し、友人達に送っていたようなのです。

そこで問題なのが高性能のカメラ。鮮明であることはつまりデータ量が大きいということです。そんな重たい写真を立て続けにメールで送ったのですから、多額の請求は当然かもしれません。しかし、妻は最近携帯電話を替えたばかりで、写真のデータ量を意識していなかったのです。少し前の携帯のカメラ性能は低かったので、撮った写真を送ってもそんな莫大な請求が来ることは考えられませんでした。これは高性能ゆえの弊害です。

みなさんご承知のとおり、携帯電話料金はパケット単位で課金されています。そもそも、このパケットというよくわからない基準を用いて課金される仕組み自体が非常に不透明です。その上、高速かつ大容量のデータ通信を売り文句にして携帯電話を販売していながら、いまだにパケットを基準にして課金する方法を採用していることも不自然な印象を受けます。

僕の想像ですが、おそらく、高性能の携帯に乗り換えたユーザーは、知らぬ間に携帯を使いすぎてしまい、一度はこのパケットの罠にはまっているのではないでしょうか。そして、そこにぶら下げられたパケット定額制。

そう、使いすぎに懲りたユーザーは、当然ながらパケット定額制に移行してゆくのです。これまでの利用料金よりも多少の値上がりになりますが、ユーザーは同じ轍を踏まなくてすみますからハッピーです。そして、使わなければ損ですから、使う必要もないパケット通信をどんどん使うことになります。結果、着メロ・着うたダウンロードサイト等のサイトに登録するでしょう。するに決まっています。

一方、携帯電話会社は、ユーザーの平均利用料金がアップする上、登録料等の付加利益を得られるわけですから利益が上がるわけです。

よくよく考えると，この方法はお見事というしかありません。

僕はパケット通信をほとんど使いませんので、少なくともこの罠には陥らないですみそうです。しかし、多くの人が、このお見事な策略に乗せられているように思います。

賢く携帯電話を利用するためには、ユーザーは定期的に利用方法や料金コースを見直す機会を持つべきなのでしょう。

最後に、あえて述べておきますが、僕は決して機械が苦手ではありません。その点は是非とも勘違いしないで頂きますようよろしくお願い申し上げます。

ブラジルの消費者保護事情

弁護士　野々山　宏

1、ブラジルの消費者団体は争点だけの裁判をする

3月末から4月初旬にかけて、消費者法制度の調査のためにブラジルのサンパウロ市に行ってきました。ブラジルには、他国にはない独特の消費者救済制度があります。

その一つが、独特の団体訴訟制度です。法人格のある消費者団体に、①不特定多数の被害（例えば不当広告の存在）、②一定の法律関係のある集団の被害（例えば銀行の違法な手数料の定め）、③一定の共通の原因で発生した被害（例えばある欠陥商品の多数の購入者による事故）に関して裁判をすることができる権利が認められています。提訴可能な団体は日本のような個別の認可等の必要はありません。設立目的に消費者の利益及び権利を保護することが含まれればよく、サンパウロ弁護士会が提訴したこともあるとのことです。提訴できる裁判の範囲が独特で、ⅰ）違法行為を止めさせる差止訴訟のほか、ⅱ）上記①②の不特定多数や集団に対する損害（個別の被害者の損害とは別個の損害と考えられています）を特別基金に入れる訴訟や、ⅲ）上記③の被害について加害事業者の賠償責任の有無までを確定する「争点クラスアクション」と呼ばれるものが認められています。上記③の訴訟では、消費者団体に具体的な金額を確定した金銭の請求までは認められず、あくまで、事業者に損害の発生に対する責任があるかないかを認定するだけです。「被告は、上記責任に基づいて発生した被害について賠償をせよ。」という判決となります。被害者はこの判決を利用して、自分の被害額を個別に証明して、別途に自分で金銭請求をすることになります。

消費者団体に広範な権限があることは注目すべきですが、「争点クラスアクション」は2段階の手続が必要となることで時間がかかり、迂遠であると感じています。民事訴訟制度が異なることもありますが、驚くことにサンパウロの裁判官の手持ち事件は8000件は普通だそうですし、財政難で裁判所の職員の補充もままならないために、裁判に時間がかかっていることもそう感じる一因です。

2、ブラジルでは検察官が消費者保護に活発に活動している

ブラジルの検察庁は日本の検察庁とは全く異なり刑事事件のみを取り扱う組織ではありません。広く公益代表として権限を付与されており、日本の検察官のイメージとは全く異なっています。サンパウロ州検察庁では、消費者保護、環境保護、住宅保護、幼児保護、公衆衛生、文化遺産保護などの部局があり、おおよそ公共の利益を保護するための活動全般を1500名の検察官で行っています。消費者保護部門に6名の専属検察官がいます。これらの検察官が取引の公正や商品・食品の安全など消費者問題全般に関する調査・指導・勧告・課徴金の付与徴収・逮捕などを行っており、いわば公正取引委員会と消費者権利擁護官を合わせたような役割を活発に果たしています。事業者団体からも、検察官が消費者団体より活発に消費者擁護活動をしている、と愚痴とも取れるような話を聞きました。

3、財団法人「プロコン」は消費者の強い味方

ブラジルには、消費者（コンシューマー）をその権利侵害から防御（プロテクト）することを任務とする、略して「プロコン」と呼ばれる公的資金に基づく財団法人があります。全国、州、市レベルに合計約400箇所設立されています。消費者からの相談を受け付けて消費者と事業者との間を取り持って和解に結びつけることが主要な業務です。2008年に53万件の相談を受け、9割以上は和解で解決し、和解が成立しなかった3万3000件はプロコンのホームページや官報に企業名が公表されました。日本の国民生活センターや消費生活センターと類似していますが、その権限はさらに強力で、違法行為を重ねている事業者には罰金（課徴金）を課す権限があり、支払われた罰金は全てプロコンの収入となるのです。さらに、検察庁や消費者団体と連携して、団体訴訟も活発に提訴しています。

検察官やプロコンなどの公的機関の活発な消費者保護活動は、憲法に消費者の権利の擁護が明確に定められていることに根拠があるし、当然の活動だ、との説明でした。憲法で消費者の権利を定め、国家の役割としてその擁護を明記することの重要性を改めて認識したところです。

法律と常識

弁護士　住田　浩史

1　法律と常識の関係

法律についてのことわざはたくさんあります。

皆さんは、「善き法律家は、悪しき隣人である。」”A good lawyer is a bad neighbor.”ということわざを聞いたことがあるでしょうか。

このことわざからは、法律やそれを扱う法律家というのは何やら難しくて、細かくて、うるさくて、また七面倒な手続が必要で、おまけに日常生活の中の常識に必ずしも合致しない、だから neighbor としては普段は関わりたくないという印象を受けます。

これは、もともとイギリスの古い法諺だといわれていますが、近年、日本でも、訴訟や調停などの裁判所の手続のほか、遺言書の作成や交渉ごとなどに弁護士が関わってくることが多くなるにつれ、このことわざにも次第に実感が込められ、使われるようになってくるのかもしれません。そのほか、海外には、誇張した表現で、法律や法律家と常識の乖離を揶揄したことわざ（法諺）がたくさんあるようです。

日本には、このようなことわざは、あまり見受けられないようです。これは､近代以前の日本の司法制度には、そもそも弁護士という職業がなかったためでしょう。明治時代になり、西洋に倣って「代言人」の制度が導入されるやいなや､「三百代言」（一件三百文で弁護を引き受けて､詭弁を弄する者）ということばが生まれています。やはり、法律家は常識や感覚にあわないことをいう者、という評価がなされていたようです。

さて、その一方で、法律は、常識に合致していなければならない、ということを示すことわざも、数は少ないとはいえ、あります。例えば､「良識でなければ、それは法律ではない。」”Nothing is law that is not reason.”ということわざがあります。しかし、いかにも理想論、といった感じがします。「…実際はそうでないのだけれど」という反語的な印象すら受けます。

こうしてみていくと、法律は本来常識に合致すべきなのにもかかわらず、法律家によって、常識に合わない結論がしばしば導き出されている、というのが、法律と常識の関係についての（法律家ではない人の）感覚ということになるでしょうか。

2　裁判員制度と法律家の責任

例えば、今般導入された裁判員制度についてですが、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律１条は、同法の目的について､「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」ためであるとしています。すなわち、①司法に対する市民の理解の増進、②司法に対する市民の信頼の向上、という二つの目的があるというわけです。

逆にいえば、これは、これまで、法律家が、市民に対して、司法についての理解を得るような十分な努力を怠ってきたこと、その結果、市民の信頼を失ってきたことを意味するのではないでしょうか。その状況が、さきほど述べたような、法律と常識が乖離している、との感覚をもたらしているのかもしれません。

司法の根本的な使命は、多数決原理の政治の過程で救われない権利を実質的に保障することですが、その程度が試される試金石ともいうべき最たる例が刑事裁判、とりわけ殺人などの重大な罪を犯したとして訴追される人の権利保障でしょう。テレビで「容疑者（正しくは被疑者)」「被告（正しくは被告人)」と報道されている人のことをなぜ「犯人」といわないのか、なぜ､「疑わしきは罰せず」なのか、なぜ殺人などの凶悪な罪を犯したことが明白だと思われる人にも長い時間やコストをかけて裁判をしたり弁護人をつけたりといったことが必要なのか。法律家は、このようなことについて、非法律家に対して、十分な説明をしてきたでしょうか。そして、そのような努力を怠った結果、司法に対する市民の「信頼」が失われてきたのではないでしょうか。裁判員法は、そのような危機的な状況にあるのだということを法律家に対して突きつけているような気がします。

裁判員制度は、皆さんだけではなく、裁判官、検察官、そして我々弁護士という法律家に対しても、重大な責任を負わせているのです。

3　ふたたび法律と常識の関係

無論、法律家が、市民の理解や信頼を得ようとして、常識におもねる、常識に安易に寄り添う、ということも絶対にあってはなりません。それこそ、司法の自殺にほかなりません。なぜなら、一般に、常識とされているもののなかには、そもそも間違っていること、かつて常識であったが時代の変化とともに改めなければならないことも多分に含まれているからです。

結局のところ、常識と法律の間を不断に往復して、絶えず、お互いの正当性を相互に確認検証し合う、といったことが法律家に求められているのかもしれません。そうすると、法律家は、相も変わらず､「悪しき隣人」と言われ続けることを甘受しなければならないのかもしれません。

鞆の浦で、鞆港の歴史を体感する

弁護士　上里　美登利

昨年のことになりますが、広島県福山市の鞆の浦に行ってきました。

鞆の浦は、瀬戸内海のほぼ真ん中に位置し、古くから潮待ち風待ちの港として栄えた鞆港を中心とした港町とその海域をいいますが、昨年は、「崖の上のポニョ」の舞台になった場所としても有名になりました。

ところが、広島県・福山市がその鞆の浦の港湾の一部を埋め立てて駐車場を整備し、さらに橋を架けようとしているため、その前提となる埋立免許の差止めを求める「鞆の世界遺産訴訟」と題された訴訟が係属していると聞き、一度現地を見て、訴訟関係者の話を聞いてみたいと思ったためです。

この調査は、京都弁護士会の公害対策環境保全委員会の弁護士メンバーで出向いたのですが、私たちは、尾道から船に乗ってちょうど鞆港に着くことができましたので、鞆の浦の全容を海から見ることができました。私は、今まで港といえばコンクリートで整備された現代的な港しか見たことがありませんでしたので、その自然な円形港湾の景色に驚きました。

また、初めて見る雁木（写真１で階段状になっている部分）や常夜燈（写真１の左端）、石造りの波止もあり、さらに、鞆港の沖には、弁天島、その背後には昭和９年に日本で最初の国立公園に指定されたという仙酔島（名前の由来は、「仙人が酔う程に美しい島」だそうです。）が浮かんでおり、そこは、時代が遡ったかと錯覚するような歴史風情のある港でした。（写真１）

鞆港は、江戸時代には、江戸へ向かう朝鮮通信史が必ず立ち寄っていた港で、仙酔島を臨む場所に位置する「対潮楼」（写真２は、対潮楼からの弁天島・仙酔島の眺め）は、朝鮮通信使のための迎賓館として使われていたということで、朝鮮通信史は、対潮楼からの仙酔島の眺めをみて、「日東第一形（対馬から江戸までの間で一番美しい景勝地という意味だそうです。）」と称賛したということです。対潮楼からの眺めは、写真２のように、柱を縁取りのようにして絵画に模して見るのが正しい見方だということで、何とも粋な発想だと感嘆しました。（写真2）

さて、鞆の浦では、NPO 法人「鞆のまちづくり工房」を訪ねました。「鞆のまちづくり工房」は、いろは丸事件の後、坂本龍馬が紀州藩の明光丸の船長であった高柳楠之介と賠償交渉を行ったという魚屋萬蔵宅を修復し、「御船宿いろは」として再生したということで、その「御船宿いろは」で、今回の埋立て架橋計画を巡る話をいろいろとお聞きしました。私が全く知らなかった様々な背景事情や政治問題があることを知り、外部からでは分からない難しい問題があることが分かったのですが、それでも、鞆の浦は今のままで遺してほしいものだと思いました。

埋め立てがされると、広範囲にわたってコンクリート固めの地盤の上に駐車場ができることになります。橋は、写真３で写っている常夜燈の先の海面上に架けられる計画ということで、常夜燈の先の海面上を横切る形で橋が架かることになります。そうなると、今のこじんまりとした歴史風情ある港はなくなってしまうでしょう。これは、単に観光資源を守るかどうかの問題ではなく、日本の歴史を体感させてくれる貴重な過去の遺産を失っても良いのだろうかという問題なのではないかと思うのです。（写真３）

さて、冒頭に申しました差止請求訴訟は、原告側によってインターネット上で詳しく訴訟の経過が公表されていますが、今年の２月12日に結審したということです。報道によれば、判決期日は追って指定とのこと、５月末の時点で判決はまだ出ていないようですが、裁判所がどのような判決を出すのか、注目されるところです。

「子どもを共に育む京都市民憲章」をご存じですか？

弁護士　草地　邦晴

もう２年余り前の事になりますが、平成19年２月５日、京都市は「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定しました。同年３月には市議会もこれを積極的に推進する決議をあげています。この憲章の制定にあたっては、子どもに関わる諸団体から選任されたメンバーが集まり、意見を述べる懇話会が作られたのですが、私も弁護士会から参加させていただきましたので、今回はその広報も兼ねて、簡単にご紹介させていただきたいと思います。

この市民憲章は、その前文に「子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆（きずな）を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。」とあるように、法的拘束力のある法律や条例ではありません。行政が市民に対して、その行動規範を提示するとともに、行政自身もまたその理念に従って施策を進めていくことの宣言をしたものと理解することになろうかと思います。

この憲章では６つの行動指針が示されています。

1　子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
1　子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
1　子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
1　子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆（きずな）を大切にします。
1　子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
1　子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

何や、当たり前のこと書いてるだけやないか、と思われる方もいらっしゃると思います。実際その通りで、当然のことを改めて確認したものと言ってもよいでしょう。例えば、一つめの「子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。」とあるのは、市民からの意見でも、当たり前過ぎるので削除した方がよいのではないか、との意見もありました。しかし、今その当たり前のことすら、当たり前ではなくなっているという現実、それこそが今この憲章を定める意義といっても過言ではないのだろうと思います。今なお子どもらへの虐待は減らず、命すら奪われる事件が後を絶ちません。まずは子どもらの命を守ること、それが大人達の最初の責務であることを確認する必要があったのだと思います。

自分はしっかりと子育てをしている、と言う方もいれば、うちには子どもはいない、と言う方もいらっしゃると思いますが、子どもは友人関係、学校との関係、地域との関係、様々な社会的関わりの中で成長します。子どもは環境を自ら選択していくことが困難であり、全ての市民が自分の家族だけではなく、子どもらの成長に何らかの関係を持っていると言ってもよいと思います。

多くの家庭の場合、母親が子育てに重要な役割を果たしていることが多いと思いますが、核家族化の中で母親は孤立しがちで、母親自身が精神的に追い詰められていくことも少なくありません。これを支える地域の力も重要ですし、父親の役割も重要になります。親自身に強い精神的なストレスがかかっていたり、子どもに関わる時間が確保されていない状況ではそれも望めませんので、企業の社員に対する姿勢も問われることになるのだろうと思います。

こうして考えていくと、子どもの問題を考える時、それは社会全体のあり方を見直すことにもなりますし、子どもらが生き生きと成長できる社会というのは、大人にとっても住みよい社会であることは間違いないだろうと思います。

古くからある京都の町は、これだけの大都市でありながら、地域の様々な活動も活発で、地域で子どもを育てることに積極的に関わってきたように思います。さらに言えば、京都の町がこれだけの長い歴史を刻んでこられたのは、町が持続的に発展していくには、次の時代を担う子どもらを育てることが絶対に必要であることをよく知り、それを実践してきたからではないか、とすら感じます。この地域力が子育てにも良い影響力を持ってきたように思いますし、実際私も子どもを育てていて、本当にありがたいと思っています。しかし、人々の流動性や、外的な社会的な要因もあり、自然と受け継がれていくというようなものではなくなりつつあります。

その意味では、積極的に当たり前のことを再認識し、さらに啓発を進めることは必要なことであり、今こうした市民憲章を定めたことには、意味があると思います。

もちろん、先にも述べましたが、この市民憲章は法的な拘束力を持つものでもなく、ここから一定の施策や具体的行動が直ちに導かれるものでもありません。全国的に見れば、もう一歩進めて、子育てについて、条例を定めている自治体もあり、法的な整備を進める自治体も増えていると聞きます。まず、最も大事なことを確認し合うこと、その意味で憲章は意義深いものですが、さらに具体的な制度や施策が必要になることは間違いなく、今後の取組みがさらに重要になると思います。

京都のオススメラーメン

弁護士　谷山　智光

私はラーメンが好きです。お昼や仕事で遅くなったとき、飲んだあとなどあらゆる場面で、ふとラーメンが食べたくなるときがあります。ラーメンは日本全国にあります。札幌や博多は昔から有名ですが、ここ最近では和歌山や尾道といったご当地ラーメンも注目されました。ここ京都も全国的には有名で、たくさんのラーメン店があります。今回は、その中で私の好きなラーメンをご紹介しようと思います。

【高安（たかやす）】

一乗寺にあるラーメン店です。一乗寺には天天有など京都の有名なラーメン店がたくさん存在しています。そんな中でもここのラーメンは１番おいしいと思います。全国的にも私が食べたラーメンの中で３本の指に入っています。白濁色の鶏ガラ系（？）スープで、コクがありながらも嫌な感じがありません。ここは唐揚げもおいしくて、食べに行った際には、唐揚げとご飯がセットになった唐揚げ定食を頼みます。唐揚げは女性の握り拳１個分くらいの大きさがあり（しかもそれが３つ）ボリューム満点です。ただ、このお店は、一乗寺という場所柄、仕事帰りや飲んだあとにふと立ち寄るということができないのが難点です。三条あたりに支店を出してもらいたいものです。

【天下一品】

もはや説明は不要でしょう。京都発祥のラーメンとしては最も有名なラーメンです。こってりスープは独特で、激しく賛否両論のあるラーメンです。私自身、無性に食べたくなるときとそうでないときがあります。ただ、無性に食べたくなると思わせるということは、やはりおいしいのでしょう。いろんなところにお店がありますが、お店によって微妙にスープの量や濃さが異なっているように感じます。私は、天下一品の中でも祇園の花見小路にある天下一品が一番おいしいと思います（単に毎回お酒を飲んだ後に食べてるからそう感じるだけかもしれませんが…。）。なお、店によっては、麺をちぢれ麺にできる店もあるので、そのときはぜひちぢれ麺を頼んでみて下さい。より麺にスープが絡んでおいしいです。

【長浜ラーメンみよし】

三条木屋町にあるラーメン店です。学生生活を京都で過ごした人なら知らない人はいないでしょう。最近、ある芸能人がテレビで紹介したことから、また注目されました。とんこつラーメンで、カウンターには紅ショウガや高菜、天かす、ごま、カレー粉など自由にトッピングできるアイテムがおいてあります。その中でも私のオススメは高菜と天かすです。ただ、ここのお店の難点は…。もっと小綺麗にすれば、もっとお客さんが増えると思うんですけどね。

【大中ラーメン】

近鉄桃山御陵前駅の高架下にあるラーメン店です。昼食の時間近くに伏見簡易裁判所の期日があるときには、ここで食べて帰ります。しょうゆとんこつのラーメンです。和風とんこつもあり、鰹節の味・香りがなかなかです。温泉たまごやキムチを無料でトッピングできるので、ぜひトッピングしてみてください。

【どんたく】

JR 宇治駅前にあるラーメン店です。厳密に言えばラーメンではなく長崎チャンポンです。昼食の時間近くに宇治簡易裁判所の期日があるときには、ここで食べて帰ります。たっぷりの具と太いチャンポン麺がチャンポンの魅力でしょう。京都で長崎チャンポンというのも不思議な感じですが、味はおいしいです。

【萬力屋】

烏丸御池の新風館内にあるラーメン店です。事務所から近いこともあって、昼食によく食べに行きます。ここには、白ごま担々麺や黒ごま担々麺などいろんな種類の担々麺があります。その中でも私のオススメはカレー担々麺です。具の豚バラ肉とタマネギが絶妙です。ただ、ここはメニューがよく変わるのが難点です。ひょっとしたらカレー担々麺ももうないかもしれません。ともあれ、当事務所にお立ち寄りのあと、昼食に迷ったら一度行ってみてください。

今回は６件のラーメン店を紹介しましたが、あくまで私の好きなラーメン店をあげました。私自身、まだまだ行っていないお店がたくさんあるので、もっとおいしいラーメン店があるかもしれません。みなさんのオススメのラーメン店がございましたら、ぜひ教えてください。原稿書いていたらまた食べたくなってきたなぁ。

法律紹介 1

「裁判員」という権利

弁護士　長谷川　彰

1　去る5月21日より､「裁判員制度」が始まりました。

裁判員制度は、市民が刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に、有罪・無罪を判断し、有罪の場合は言い渡す刑罰を決める制度です。

2　裁判員制度について、これまでになかった新たな義務を一般市民に負わせるという受け止め方があります。しかし、この制度をそのように消極的に見るのではなく、市民が国政の一部である司法に直接参加できる権利を創設したのだととらえる必要があると思います。

本当に犯罪を行った人に対して適正な刑罰を科すことは、私たち市民が安全に暮らすために必要なことです。しかし、誤って無実の人に刑罰を科してしまったら、その人の自由や権利は不当に奪われてしまい、その打撃は本人のみならずその家族にまでも及びます。ですから、人に刑罰を科す前に、本当にその人が犯罪を行ったことに間違いないのか、慎重に判断する仕組みが必要なのです。

ところが、これまでの刑事裁判は、捜査機関が、被告人を取り調べたり、被害者、目撃者などの事件に関係した人から事情聴取した結果を供述調書にまとめ上げ、裁判官は、これらの供述調書及び公判記録などの膨大な書類を丹念に読み込んで、真実発見の努力をし、判決を下していました。しかし、供述調書は、警察署や検察庁の密室で作成されたもので、極めて透明性の低いものです。

これに対し、市民の参加する裁判員制度では、このような供述調書よりも公判廷での関係者の証言が判断の中心的な資料になります。また、供述調書の作成過程も、ビデオ録画するべきであり、取り調べの全過程がビデオ録画されれば、透明性は飛躍的に高まります。

このように、裁判員制度における刑事裁判では、裁判の透明性が増すことが期待でき、これまでのように密室での取り調べで有罪か無罪かが事実上決まってしまい（起訴された場合の有罪率は99．9%と言われています)、時には、志布志事件などで明らかになったような市民の自由や権利が不当に奪われるという事態を防止するために、重要な役割を果たします。さまざまな経験や知識を持った市民が、公判廷で見聞きした証言や証拠をもとに、その良識に照らして「疑問の余地はない」と確信してはじめて、有罪とする。そのような仕組みが、市民のかけがえのない自由や権利を守るのです。

3　実際に裁判員に選ばれた市民にとっては、職場や家庭を離れて、数日間裁判のために時間をとられるという負担を負うことは間違いありません。しかし、主権者である国民が、社会で起きた刑事事件という問題を解決するために直接関与することが、司法の国民的基盤を確立し、民主主義社会に適した司法制度であるといえるのではないでしょうか。皆さん、裁判員に選ばれたら、このような大切な権利を行使するのだという意識をもって、証言や証拠をしっかり吟味し、積極的に自分の意見を述べるとともに、他の裁判員や裁判官の意見にも耳を傾け、皆さんの健全な社会常識を活かした判断をして下さい。市民の・市民による・市民のための裁判が実現することによって、司法に対する理解が深まり、信頼が高まることが期待されます。

法律紹介２

被害者参加制度

弁護士　相井　寛子

1　はじめに

最近、犯罪被害者やその遺族が法廷で被告人に直接質問したという報道を耳にされた方は多いと思います。

犯罪の被害に遭った方などの利益を守るため、刑事訴訟法が改正され、平成20年12月1日から被害者参加制度が導入されました。

今までも被害者は心情に関する意見陳述をすることが出来ましたが、今回の改正によって、被害者は刑事訴訟手続きにより深く、より主体的に参加出来るようになりました。

そこで、この新しい制度の概要を説明します。

2　被害者参加制度の概要

(1)　参加の申し出

被害者は、刑事訴訟法で定められた手続きを経て、裁判所から許可を受けたときは、刑事訴訟手続きに参加することが出来ます。参加のための手続きは以下のとおりです。

まず、生命・身体・自由に対する重大な事件（故意の犯罪行為により人を死傷させた罪や業務上過失致死傷、自動車運転過失致死傷の罪など）の被害者は、加害者の刑事訴訟手続きに参加したいという意向をあらかじめ検察官に申し出ます。申し出を受けた検察官が被害者の参加についての意見を付して、裁判所に通知します。通知を受けた裁判所は、加害者又はその弁護人の意見を聞き、前述の検察官の意見や犯罪の性質なども考慮した結果、被害者を刑事訴訟手続きに参加させることが相当であると判断した場合に、被害者の参加を許可します。（刑事訴訟法第316条の33第1項及び同2項）

(2)　被害者の参加

被害者が刑事訴訟手続きに参加することによって、被害者が出来ることは具体的には以下の4つです。

①　公判期日への出席

刑事訴訟手続きへの参加を許された被害者には、公判期日が通知され、傍聴席ではなく、法廷の中に入って刑事訴訟手続きに出席することが出来ます。（同法316条の34第1項）

また、被害者は、検察官の権限行使に対して、意見を述べることが出来ます。被害者が意見を述べた場合、検察官は必要に応じて、権限を行使しない理由等を被害者に対して説明しなければなりません。（同法316条の35）

②　証人への質問

刑事訴訟手続きへの参加を許された被害者は、検察官に対して、証人を尋問したいと申し出ることが出来ます。この申し出は、検察官の尋問終了後直ちに、尋問事項を明らかにしてしなければなりません。申し出を受けた検察官は、意見を付して裁判所に通知します。通知を受けた裁判所が、加害者又はその弁護人の意見や審理の状況などを考慮して、相当と判断したときは被害者が証人を直接尋問することが出来ます。もっとも、被害者による尋問は、情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限られます。（同法316条の36第1項）

③　加害者への質問

刑事訴訟手続きへの参加を許された被害者は、裁判所の許可を得て、被告人である加害者本人に対して質問することが出来ます。この手続きは、前記②証人への質問の手続きと同様です。もっとも、加害者への質問は、証人に対する質問のように、情状に関する事項に限定されません。（同法316条の37）

④　意見の陳述

刑事訴訟手続きへの参加を許された被害者は、裁判所の許可を得て、事実又は法律の適用について意見を陳述することが出来ます。検察官が意見を述べた後（検察官の論告・求刑の後ということ）、被害者自ら加害者の厳重処罰を求める意見などを述べることが出来ます。この手続きも、前記②と同様です。（同法316条の38）

(3)　被害者の保護

裁判所は、被害者の心身の状態などを考慮して、被害者に付添人をつけることや、被害者と加害者又は傍聴人との間を遮蔽することが出来ます。（同法316条の39）

(4)　国選被害者参加弁護士

被害者が刑事訴訟手続きに参加しようとする場合、法的な援助を受けるために弁護士に依頼することができます。このとき、資力の乏しい被害者も弁護士による法的援助を受けられるように、国選被害者参加弁護士制度が創設されています（犯罪被害者等の権利利益保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律）。

原則として、資力が現金・預金に準じる資産（流動資産）を基準に150万円未満の被害者参加人が国選被害者参加弁護士制度を利用することが出来、費用の償還は原則不要です。

参考文献

日本弁護士連合会
　被害者参加弁護士の業務に関するハンドブック
京都弁護士会犯罪被害者支援委員会
　犯罪被害者支援ガイドブック

法律紹介３

高齢者の財産管理

弁護士　永井　弘二

高齢化社会といわれて久しいですが、高齢になって思うように動けなくなったり、さらには、認知症などによって自ら財産の管理ができない事態に立ち至ることもあります。特に、最近は、こうした高齢者の方々を狙った振り込め詐欺や悪質商法も横行していますので、財産の管理は重要な課題となっています。

まず、判断能力に問題はないが、身体が思うように動けなくなったような場合には、弁護士等と財産管理契約をするのが良いでしょう。これは、通常の委任契約で、万が一の悪質商法等による被害を回避するために、不動産や有価証券、預金等の重要な財産の管理を委託したり、あるいは、賃料の支払いなど月々の重要な支払の管理等を委託できます。

次に問題になるのが、認知症などのために判断能力にも問題が生じた場合です。

予め特に何もしていない場合には、家庭裁判所に申し立てることによって、法定後見制度を利用することになります。法定後見は、本人の意思能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の３つに分かれます。法定後見人は、本人の財産全体について代理権があり、保佐人は一定の行為について同意権があります。補助は、家庭裁判所で定められた事項について同意権を有することになります。

しかし、将来判断能力が無くなってしまう時に備えておく方が良いので、その場合には、任意後見制度を利用するのが良いと思います。任意後見は、判断能力がある間に、弁護士などの任意後見人候補者と契約することで、後に認知症などになって十分な財産管理ができなくなった場合に財産を管理してもらうようにする制度です（上記の財産管理契約と同時に行うこともできます。）。任意後見は、認知症など一定の状態となった場合に開始し、その後どのような財産管理をしてもらうか（不動産や預金の管理、介護費用等の支払など）を予め公正証書による契約で決めておきます。開始要件が備わった時に、後見候補者などが家庭裁判所に申請して任意後見監督人を選任してもらい、それによって任意後見が始まります。任意後見人は任意後見監督人の監督の下、予め決められた財産管理をしていくことになります。予め決められた範囲を超える行為をする必要がある場合には、法定後見の申立をすることになります。

また、将来の相続争いを避けるためなどには、妥当な遺言を作成しておく必要がある場合も考えられます。遺言書の作成にあたっては、争いを避けるために遺留分（遺言でも変えられない相続人の権利）に十分配慮する必要がありますので、弁護士等に十分ご相談いただくのが良いと思います。

1999 年の成年後見制度の改正によって、制度の利用が飛躍的に高まったようです。家庭裁判所の統計によれば、法定後見に関する審判は、制度開始前の 1999 年 2960 件に対し 2006,7 年には２万件を超えています。インターネットでも NPO 法人など成年後見を業務とする団体等の宣伝が数多く見られます。

当然ですが、成年後見制度では後見人がきちんと本人のために事務を行うことが必要です。近時、最高裁の調査によれば、任意後見契約を締結しながら、任意後見開始要件としての任意後見監督人の選任申立が１割を切る状況にあるとのことです。もし、これが監督人の選任のないまま、事実上、任意後見のような状態で財産管理されているとすれば、その後見人はどこからも監督を受けないということになります。これは本人にとっても不利益となる可能性があり、また、後見人にとってもあらぬ疑いを掛けられる可能性があるという意味で不幸なことです。

特に、任意後見契約にあたっては、どのような人と契約するのかが極めて重要になる所以です。弁護士会では、任意後見契約をした場合には、弁護士会のサポートチームが複数名でサポートしていく体制を取っています。これは、財産管理内容を複数名が把握できるようにすることで透明性を確保して、本人と後見人双方にとって、公明正大な財産管理を遂行するためです。

法律紹介４

親権の帰属はどうやって決まるのか、決まるべきなのか

弁護士　福市　航介

第１　親権とは

親権とは、親の子を哺育・監護・教育する職分等といわれています[i]。親権は、他人を排斥して子を哺育・監護・教育する任に当たりうる意味では権利であるにしても、その内容は、子の福祉を図ることであって、親の利益を図ることではありません。親は、子に生命を直接与えた者として、１次的に子に対して保護養育の義務を負うのです[ii・iii]。

第２　離婚すると親権はどうなるか

親権は、夫婦が婚姻している場合には、その双方に帰属します（これを共同親権といいます。）[iv]。ところが、親権は、夫婦が離婚した場合、夫婦のいずれかに帰属します（これを単独親権といいます。）[v]。つまり、一方の親は、法律上、親権者ではなくなってしまうのです。親権を失った一方当事者は、子に会える機会が激減する等の不利益を受けるのが現実です。

第３　離婚紛争と親権

最近は、離婚自体が増加しているのみならず、少子化の影響や父親の子供の養育に対する関心の変化等を反映して、離婚紛争において親権の帰属について争いが多く見られるようになりました。単独親権制度の下では他方の親は必ず親権を失うので、親権の帰属に関する争いは、シビアなものとなっているといわざるを得ません。

第４　親権はどうやって決まるのか

親権の帰属が争われた場合、親権の帰属はどのような要素によって決まるのでしょうか。実務的には、主たる判断要素として、①監護の継続性、②母親優先の基準、③子の意思の尊重、④兄弟姉妹の分離の当否等が挙げられています[vi]。筆者の個人的な感想からすれば、実務上、①の要素が特に重要視されているような気がします。要するに、既に現実に子を監護している親に親権が帰属する可能性が高いのです。①が重要視されているのは、子を現に養育している者を変更することは、子に心理的な負担をもたらす危険性があるからだとされています[vii]。

第５　現在の親権帰属の判断基準の危険性

親権の帰属が上記の判断基準で決定されるとすれば、どうなるのでしょうか。親同士が、現実に監護を行うべく、子を奪い合うという事態になることは容易に想像がつくことでしょう。現実にも、そのようなことを行おうとする親は少なくありません[viii]。しかし、このような事態が子にとってよいはずはありません。子にとっては、どちらも親なのです。実務上、子の監護を行っていない親と子との間の面会交流の内容が貧弱なこともあり[ix]、紛争激化に一層拍車がかかっているように思われます。

第６　親権はどうやって決まるべきなのか

子にとって親はいつまでも親です。子と親の交流を増進させることが、基本的にその子の福祉にとって良いことは疑いありません[x]。そこで、筆者は、面会交流に積極的であることが親権者決定の最重要の要素と考えます[xi]。面会交流を拒む親は親権者としての適格性に問題があり、積極的である親は適格性があると考えるのです。そのように考えれば、子は、これまでどおり、両親と交流することができるはずです。

第７　共同親権制度の採用も視野に入れるべき

もっとも、このような発想や方向性は、離婚をすれば一方の親には親権は存在しないと考える単独親権制度では出てきづらいのかも知れません。そうであれば、離婚した場合でも、離婚後も親同士が子を保護養育する義務があると考える共同親権制度とすべきようにも考えられるのです。国際的な潮流は共同親権制度の採用にあるといってもよく、共同親権制度の採用は、日本でも積極的に検討すべきであると思います。

i　我妻栄『親族法（法律学全集 23)』（有斐閣・昭和 43 年 12 月 20 日）316 頁参照。

ii　二宮周平『家族法（第２版)』（新世社・2005 年１月 25 日）214 ないし 215 頁参照。

iii なお、養子についても親権関係はありますが、本文では、もっぱら実子について述べています。

iv 民法 818 条１項、２項参照。

v　民法 765 条１項、819 条１項参照。

vi 第一東京弁護士会人権擁護委員会編『新・離婚をめぐる相談 100 問 100 答』（ぎょうせい・平成 18 年３月 15 日）70 頁ないし 72 頁、冨長忠祐編『子の監護をめぐる法律実務』(新日本法規･平成 20 年５月 29 日）81 ないし 84 頁参照。なお、東京家庭裁判所家事第６部編著『東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情（改訂版)』(判例タイムズ社･2008 年７月 30 日）37 頁参照。

vii 大阪家庭裁判所昭和 47 年９月７日審判、東京高等裁判所昭和 56 年５月 26 日判決参照。

viii 一方の親が知らないうちに、他方の親が子供を連れて家を出て、監護を始めるという事態もままみられるところです。

ix 横田昌紀、石川亨、伊藤彰朗、加藤幸、吉永希「面会交流審判例の実証的研究」判例タイムズ 1292 号 10 ないし 11 頁では、１ヵ月に１回の面会交流が通常とされています。

x　もちろん、虐待等が存在した場合には、面会交流を制限すべきことは筆者も同意見です。

xi 面会交流の「許容性」ではありません。面会交流の「積極性」であることに注意をして読んでいただければと思います。

法律紹介５

政治献金するとどうなる？

弁護士　小原　路絵

１　政治資金規正法って？

政治資金規正法という法律があることは報道などで目にすることも多く、ほとんどの方がご存知かと思います。しかし、具体的には何が許されて、何が違反になってということまでは、なかなかご存知ない方が多いのではないかと思います。政治的情勢の変動が激しい昨今、ご自身が支持する政治家・政党への政治献金を検討されている方もおられるかと思いますが、他方で、政治資金規正法違反にならないかと、心配されておられるのではないかと思います。

そこで、今回は、政治資金規正法（以下「同法」と略します。文中の条文の摘示は同法の条文です。）について、その内容を簡単に紹介させて頂こうと思います。

２　同法の趣旨・内容

同法は、議会制民主主義における政党、政治団体及び公職の候補者の重要性に鑑み、その政治活動が国民の監視と批判の下に行われ、公明・公正性を確保するため、政治資金の

①収支の公開

②授受の規正

を定めています（1条）。また同法に違反した場合には罰則もあります。

３　①収支の公開

まず、収支の公開には以下のようなものがあります。

・収支報告書の要旨の公表

・収支報告書の閲覧及び写しの交付

政治団体の会計責任者には、収支報告書の提出が義務づけられており、この収支報告書において、年間5万円を超える寄付を行った方の氏名・住所・職業等が記載されます（12条）。この収支報告書は官報等で公表され、一般の閲覧に供されますので（写しの交付も。）、寄付を行った事実を公表されたくない方は、同一の客体に対し、年間5万円を超える寄付は控えた方がいいということになります（20条、20条の2）。

「収入」「寄付」「支出」については、4条で定義が定められており、「寄付」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外をいいます。

なお、自分の氏名を秘匿するため、他人の氏名を冒用したり匿名で寄付することはできません（22条の6）。

４　②授受の規正

次に、政治資金の授受に関する規正については、以下の類型に分けられます。

・授受の主体・客体

・量的制限

・質的制限

一つ目の授受の主体については個人か団体かに分けられ、客体については「政党」「政治団体」「公職の候補者」に分けられます（3条で定義が定められています。）。そして、これら主体・客体の組み合わせによって、寄付の行える質的・量的制限が異なってきます。量的制限には、同一の客体に対する年間の個別制限と、主体毎の年間の総枠制限があります。質的制限としては、例えば、赤字会社や国からの補助金等を受けている会社などは、そもそも寄付自体が行えない場合があります（22条の3～22条の5）。

量的制限の具体例を挙げてみますと、例えば、会社・労働団体・職員団体、またはその他の団体が行う政治活動に関する寄付には（4条4項）、政党や政治資金団体（5条1項（2））に対して、資本金や組合員数等に応じた年間の総枠制限がありますが、この総枠の範囲内であれば、客体に対する個別制限はありません（21条の3）。しかし、その他の政治資金団体や公職の候補者（選挙運動を除く。）に対する政治活動に関する寄付は禁じられています（21条、21条の2）。

また、個人の行う政党や政治資金団体に対する政治活動に関する寄付には、客体に対する個別制限はありませんが、年間2000万円以内という総枠制限があります（21条の3）。なお個人の場合は、その他の政治団体や公職の候補者に対しても、年間1000万円の総枠制限・年間150万円の個別制限の枠内で寄付を行うことができます（21条の3）。但し、公職の候補者に関しては、選挙運動に関するものを除き、物品等は可能ですが、金銭等の寄付を行うことはできません（21条の2）。

５　最後に

総務省のホームページに「政治資金規正法のあらまし」というパンフレットがダウンロードできるようになっております。http：//www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/news_seiji/pdf/seijishikinkiseihou_all.pdf

今回は、政治資金規正法について、ごく大まかな内容でしかご説明できておりませんので、更に詳しい内容については、是非これをご参照ください。

また実際に寄付を考えている方は、今回ご紹介した以外にも細かい場合分けがございますので、事前に、是非お気軽にご相談ください。

お知らせ

日本弁護士連合会の客員研究員推薦留学制度により平成21年7月から一年間、ニューヨーク大学法学部に留学することになりました。

インタビューシリーズ第８弾

相井弁護士インタビュー

今回は、今年１月から事務所で勤務されているフレッシュな相井弁護士に直撃インタビューを試みました。

Q：簡単な自己紹介と経歴を教えて下さい。

A：名前は、相井寛子です。出身地は滋賀県の大津市で、出身高校は滋賀県立膳所高校です。その後、神戸大学法学部に進学し、大阪大学のロースクールに入学しました。

Q：学生時代、何かクラブ活動とかしていましたか。

A：高校時代、ソウテイハンに入っていました。ボート部のことです。漕ぐ艇の班と書きます。うちの高校ではクラブ・部のことを班って言うんですよ。

Q：どのような活動をされていたのですか。

A：ボートは、５人乗りで、１人はコックスといって舵をとる人で、この人はボートを漕ぎません。私は、コックスを目指していたのですが、風の抵抗が大きいと言われ却下されました（笑）。そのため、ボートを漕いでばかりでした。漕ぐ係は一通り経験しましたね。ちなみに、ボートは手ではなくて脚で漕ぎます。

Q：琵琶湖で練習されていたんですよね。

A：そうなんです。結構落ちたりとかしながら。

Q：え！泳ぎは大丈夫なんですか。

A：全く泳げないです（笑）。

Q：大学生になってからは、何かクラブやサークル活動はしましたか。

A：その後は何もやってないんですよ。高校で終わりました。

Q：弁護士になろうと思ったきっかけは何ですか。

A：大学２年生の時にゼミで薬害エイズのことを学びました。その時使ったのが、弁護士が薬害エイズ事件に取り組む、取り組んでいく姿を描いた本[i]だったんです。その人がすごく苦労して、でもその原告の人達と一緒になって、訴訟とか前の段階の交渉とかをされているようなことを読んで、私もそういう人達の力になれるような仕事がしたいなと思ったのがきっかけですかね。

Q：その時から弁護士になりたいと思ったのですか。

A：とってもぼんやりですけどね。４回生の時、普通に就職するか、公務員になるかも結構考えたので、とってもぼんやりでしたね。

Q：その後、弁護士を目指すことにしたのはどうしてですか。

A：周りに目指す人が多かったんです。司法試験を受ける人が。私もちょっと考えてみようかなと。あと、ロースクールができるっていうので、全くその段階では勉強していなかったですけど、ロースクールに行って勉強すればなんとかなるかなというのもあって。周りの友達とかは結構予備校にずっと行ってやっている人が多かったので、その人達にはかなわないけど、ロースクールに入ったらなんとかなるかなと思って。

Q：ロースクール時代はどのような生活をされていましたか。

A：授業の時間はバラバラでしたが、朝は９時くらいから行っていました。でも、授業が終わったらすぐに帰って、家で勉強していましたね。自習室は古かったし、席が足りないので、あまり自習室は利用しませんでした。

Q：ロースクールに行って、実際に実務に出てみて、ああ、ああいうところがやって良かったなとか、そういうのってありますか。

A：まだ実務経験も浅いので。実務に出て直接役立ったというと…。でも、おもしろかったですよ。今から思うと、しっかり勉強できたのは良かったかも。学部時代はあまり法律のことわかってなかったから。数人でゼミのようなものを組んで、過去問の検討をしたり、授業のレジュメをみんなで分担したり、授業で集める判例も分担したりしてました。

Q：選択科目は何を選択されましたか。

A：選択科目は環境法でした。今のところ私の仕事に関わってきませんが、公害環境委員会に入っているので今後役立つかもしれません。

Q：次に弁護士の業務関連についてですけど、今はどういう内容の事件を担当されていますか。

A：一般民事や交通事故事件、家事事件が主ですね。

Q：弁護士になって一番うれしかったことは何ですか。

A：まだそれほど経験がありませんが、事件が終わった時はすごくうれしいです。また、国選事件とか少年事件とか、信頼関係ができるとやりがいは感じますよね。事件が終わったときに少年から感謝されたりすると、感動して泣きそうになります。頑張って良かったなと思って。

Q：仕事自体はおもしろいですか。

A：おもしろいですよ。全部新鮮です。仕事をしていて嫌だったことはないですね。事務所も楽しいです。事務所の皆さん、活き活きして仕事をしていらっしゃいますから。先生方もお金になるならないにかかわらず、委員会活動とかでも結構活発にやっていらっしゃって。みんな楽しそうですね。修習の時から思っていました。

Q：いつも休みの日は家で何をしてるんですか。

A：疲れて昼まで寝て（笑）。１日は絶対そうですね。で、近所に買い物に行くか、あと、結構本とか読んでますね。また、ジムに行こうかなと思って、体験入学みたいなのはいっぱい行ってますが（笑）、申し込んではないです。「続くのかなぁ。月高いなぁ」って色々迷っているところです。でも、ヨガとかはやりたいですね。

Q：最後に、「どんな弁護士になりたいか」っていう、今後のビジョンはありますか。

A：弁護士を目指したきっかけが薬害エイズ事件でしたので、医療事故事件とかやりたいです。やりたいですけど、まだ、事件は一件もやったことがないので、何とも言えないんですけど…（笑）。他には、家事事件をしっかりやってみたいです。また、少年事件をこの前受任したのですが、面白かったですね。すごい大変でしたけど、やりがいがとってもありました。まだ、自分の将来の具体的なビジョンは無いですけど、色々事件をやりながら、やっぱりなんか私も一つ、うちの事務所の他の先生みたいになにかこう「これやる！」っていうのを見つけたいですね。

旅行が好きだとおっしゃる相井弁護士は、今、北海道にラベンダーを見に行きたいそうです。上手く休みが取れればいいですね。

ありがとうございました。

（インタビュアー：北村、赤阪、岩田、野村）

i「砂時計の中で-薬害エイズ･HIV 訴訟の全記録」　島本慈子著

事務所旅行記

in北九州・門司

今年の旅行先は福岡、北九州、下関。昨年の「近場でゆったりグルメ旅行」から今年は再び「遠くでグルメ、てんこ盛り旅行」になりました。

3月15日、京都駅8:12発の「のぞみ」で博多へまっしぐら（一部の人から「朝早すぎる！」とのブーイングあり。でも遠いからしょうがないのです。）。11時前に博多到着。今回初めてバスガイドさんを2日間お願いしました。ガイドさんの博多弁を交えた案内を聞きつつ水郷柳川へ。どんこ舟で川下りです。天気は快晴、ポカポカとした日差しが心地よく、船頭さんの名調子に笑いながらとってものんびりできました。旧藩主立花家のお屋敷である「御花」で「うなぎのせいろ蒸し」の昼食。この日は柳川のお雛祭りのメーンイベント「おひな様水上パレード」が行われ、町中大混雑です。それにしても、柳川のお雛祭りの特徴である「さげもん」（初節句に、健やかな成長と幸福を願い、祖母、母、親戚などから送られる吊り雛）はあでやかに美しく見事で、感動しました。

次は、太宰府天満宮へ。「寅さん」が出てきそうな雰囲気の参道をぶらぶら歩き、心字池にかかる過去・現在・未来を表す赤い橋を渡り、本殿へ。お子さんの学業成就を願った人もいたようです。知識欲旺盛な人は隣接する国立九州博物館も見学に行きました。

1日目の観光を終え、博多天神のホテルへ。夕食では、今回の目玉のひとつ、「呼子のイカ」を食する予定でしたが、前日の荒天により漁ができなかったということで、急遽「関アジ・関サバ」へ変更になりました。イカは残念でしたが、さすが天下の「関アジ・関サバ」！皆のイカに対する怨念を十分補えました。

食後はめいめい自由行動。屋台へ繰り出す人や、本場長浜までラーメンを食べに行った人もいて、皆さん博多の夜を満喫したようです。一部弁護士は、トランプの「七ならべ」で深夜まで熱い戦いを繰り広げていました。

翌日は関門橋を渡って長府毛利藩の藩庁であった長府へ。高杉晋作が奇兵隊を率いて挙兵した功山寺や長府毛利邸などの旧跡をぶらぶらと散策。この日も快晴で、早咲きの桜もちらほら。城下町の春を満喫しました。

長府を後にし、下関の唐戸市場へ。海産物のお土産を購入して関門海峡を船で渡り門司港へ。門司港レトロの旧三井倶楽部でフグステーキの昼食です。往時の門司の繁栄を偲ばせる建物は雰囲気があり、素敵でした。

昼食後は門司港レトロを自由散策。外国の港のような風景を楽しんだり、お土産を買ったり、名物を食べたりしてそれぞれ楽しんだ後に最後に全員で門司港駅をバックに記念撮影。満腹のおなかとお土産をかかえて帰路につきました。

大忙しの旅行でしたが、天候にも恵まれ、とても楽しく過ごすことができました。

旅行担当　住田・森・奥村

編集後記

毎日暑い日が続きますが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。今年も皆様に、当事務所の近況をお伝えする「燦」をお届けいたします。

各原稿では、普段の職務ではあまり見せることのない個性的な一面が随所に現れています。皆様には、各弁護士の個性と当事務所の雰囲気に触れていただき、これまで以上に当事務所を身近に感じていただきたいと思います。ご意見、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

事務所へのアクセス

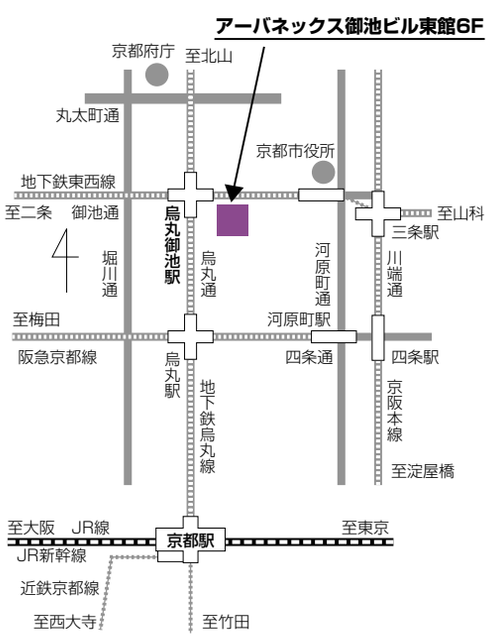

京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ
（3-2番出口からはエレベーターでも上がれます）

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はＳＵＮ（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

（創刊号巻頭言より）

発行人　御池総合法律事務所
編集者　北村　幸裕　赤阪　彩野
野村　和代　岩田　潤美